

# 和歌山工業高等専門学校教員業績評価規則

制 定 令 和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育理念の実現に向けて、本校教員の教育、研究、社会貢献及び学校運営等の業績を適正に評価するとともに、業績評価の結果を給与に反映することにより、職務遂行に対する意欲を高め、教育研究その他の活動の活性化及び質の向上を図ることを目的として実施する教員業績評価（以下「教員評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(評価の対象)

**第2条** 評価の対象となる教員は、本校に常時勤務する教員のうち、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則の適用を受ける教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「対象教員」という。）とする。ただし、特別な事情がある場合は、校長が別に定めるところにより、対象教員としないことができる。

(評価の実施周期等)

**第3条** 評価は、毎年度実施する。ただし、評価実施年度の4月1日において、対象教員としての在職期間（以下「在職期間」という。）が6月未満の者の最初の評価は、在職期間が6月を経過した日の属する年度の翌年度に実施する。

2 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、評価実施年度の前年度の4月1日からその年度の3月31日までの在職期間とする。ただし、評価期間における在職期間が6月に達しない者にあつては、対象教員となった日から在職期間が6月を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(評価方法)

**第4条** 教員評価は、諸活動の実績及び対象教員が評価期間の開始時に設定した目標に対する達成状況をもって、対象教員個人の活動状況を評価するものとする。

(評価項目分類)

**第5条** 評価は、原則として次の各号に掲げる項目分類により実施する。

- 一 教育活動
- 二 研究活動
- 三 社会貢献
- 四 校務・課外活動

2 前項の規定にかかわらず、校長は、対象教員の職務内容に応じて、前項に代わる評価項目分類を定め、又は前項各号に定めるもののほか必要と認める評価項目分類を加えて教員評価を実施することができる。

(評価結果の通知)

**第6条** 校長は、評価結果を対象教員に通知する。

(評価結果の運用)

**第7条** 対象教員は、評価結果を自己の教育研究その他の活動の活性化及び質の向上のために活用する。

2 校長は、評価結果を次の各号に掲げる事項の運用に反映させることができる。

- 一 昇任
- 二 昇給
- 三 特別昇給
- 四 勤勉手当の成績率
- 五 その他校長が特に必要と認めたこと  
(意見申立)

**第8条** 対象教員は、評価結果に対し意見がある場合は、評価結果の通知を受けた後14日以内に、意見申立ての理由を記載した文書に根拠資料を付し、校長に対して意見申立てを行うことができる。

2 校長は、前項の規定による意見申立て文書を受領後、速やかにその内容を確認の上、意見申立てを審査するものとする。

3 校長は、審査に当たり必要と認めるときは、審査部会を置くことができる。

4 前項に定める部会は、意見申立てについて審査の上、設置から30日以内に審査結果を校長に報告するものとする。

5 校長は、第2項本文の審査に基づき、又は前項の審査結果を踏まえ、最終的な評価結果を決定する。

6 校長は、審査結果及び最終的な評価結果を、速やかに意見申立てを行った者に通知する。  
(面談等)

**第9条** 校長は、必要に応じて、対象教員に資料の提出を求め、面談等を実施することができる。  
(評価結果の公表)

**第10条** 教員評価の結果については、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。  
(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。